

～ 医療費助成制度 「医療費 助成金請求手続」のご案内 ～

医療費受給資格証または受給者証をお持ちの方は、県外の病院などへ医療費を支払った場合 下記のとおり市役所へ手続きいただくと、医療費の助成が受けられます。

記

① 対象者……**子ども** 医療費受給資格者・**心身障がい者** 医療費受給者・**ひとり親家庭** 医療費受給者

② 助成対象医療費……健康保険証による **自己負担額**

助成金は、手続きされた月の翌月に1ヶ月分をまとめて口座へ振り込みます。(ただし、高額療養費等に該当する場合は、その金額を差し引いた額が助成対象額となります。また、支払いが遅れることがあります)

③ 助成金請求手続について

手続き用紙	医療費助成金請求書 (用紙は、市役所 市民窓口センター 川之江・土居・新宮の各窓口センターにあります)
手続き時に必要なもの	<p>① 病院などが発行した 領収書</p> <p><u>注</u>ただし、「保険適用点数、患者名、診療日、医療機関名」が記載された<u>原本</u>に限ります。</p> <p>なお、上記の領収書が無い場合は、次のどちらかの書類を持参してください。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 手続用紙「医療費助成金請求書」に、病院などにより保険点数の証明を受けたもの、またはそれに準じた診療報酬点数証明書(証明手数料が発生する場合があります) ・ 銀行振込みやカードで支払いした場合は、病院などが発行した「保険点数の記載された請求書」と併せ、支払った金額がわかる「払込票・支払い明細書」などの書類 <p>② 受給(資格)者名義の預金通帳など、振込み先がわかるもの</p> <p>③ 医療費受給者(資格)証</p>
手続き窓口	市役所：市民窓口センター 川之江・土居・新宮 各窓口センター 郵送も受け付けます(下記の住所、国保医療課 福祉医療係へお送りください)
お願い	<p>○領収書は、医療機関ごとに1ヵ月単位でまとめて手続きしてください。</p> <p>○1ヶ月あたりの医療費が高額となり、加入している健康保険から<u>高額療養費や付加金の給付を受けられる場合は、先にその支給手続を行ってください。</u></p> <p>○手続きは、受給資格証/受給者証の有効期間内において、受診した翌月から最長2年間有効です。</p> <p>○次のような健康保険の給付の対象とならないものや、入院時の食事代・光熱水費などは助成対象になりません。</p> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>～ 助成対象とならないものの例 ～</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 健康診断料 ・ 文書(診断書等)料 ・ 予防注射料 ・ 差額ベッド代 ・ 薬の容器代 ・ 大規模病院での初診時特別料金(選定療養費) ・ 保険診療できない治療費や薬代 など </div>

■愛媛県内の医療機関であっても、やむをえない理由で健康保険の自己負担額を支払った場合は、上記と同様の手続きで助成を受けられます。

■次のような場合にも、健康保険と医療費助成制度の両方から、給付が受けられます。

- 急病などにより健康保険証を提示することができず、**10割負担**で受診したとき
- 医師の指示により **治療用装具**(治療用眼鏡、コルセットなど)をつくったとき

それぞれ手続きに必要な書類がありますので、事前に「福祉医療係」へお問い合わせください。

〒799-0497 四国中央市三島宮川4丁目6番55号 四国中央市役所 国保医療課 福祉医療係

[電話番号 0896-28-6017]